

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第26回 2018年12月

## クロスボーダー電子商取引（越境EC）に関する新制度 ー多くの優遇措置と、それに伴うビジネスチャンス

### 本アラートの分析対象法規

「越境EC小売輸入の監督管理業務の改善に関する通達」（商財発[2018]486号）

「越境EC小売輸入に係る税收政策の改善に関する通達」（財関税[2018]49号）

「越境EC小売輸入商品リストの調整に関する公告」

### 背景

中国国務院はこのほど開催された常務会議において、越境EC小売輸入政策を継続して改善整備するとともに適用範囲を拡大することを決定した。これを背景に、関係官庁は国務院の方針に即した法規定や新制度を相次いで公布し、越境EC小売輸入業務を調整、規範化して優遇措置の適用範囲を拡大し、監督管理に対する追加要求事項を明確にしている。新制度は2019年1月1日から正式に施行される。本稿では関連法規の主な内容について説明した上で、越境EC業界向けの優遇措置とそれに伴うビジネスチャンスについて概括、分析する。

### 新制度の主な内容

#### 監督管理適用の明確化

中国は2016年5月以降、越境EC小売輸入に対し、「暫定的に個人物品として監督管理を実施する」という暫定措置としての実施であったため、各関係者の責任の範囲が明確でなかったり、将来の政策変更が予測できないなどの問題点が存在していたが、新制度の導入によって「個人が自分で使う輸入物品」として監督管理することを明確にした。これに伴い、中国の越境EC小売管理の2年間半にわたる移行期間が終了し、「中華人民共和国電子商取引法」に順応するための十分な事前準備が整ったことになる。

#### 各関係者の責任の明確化

新制度は越境EC小売輸入に関係する越境EC企業、越境ECプラットフォーム、中国国内サービス事業者、消費者及び政府官庁のそれぞれが負うべき責任を明確に規定している。したがって、規定に即して各関係者は自身の行為の適正化を図ることによって、政策の実行可能性を保ち、各関係者の正当な利益を保護し、同業界が健全に発展できるようになった。

#### 限度額の引き上げ、リスト対象品目の拡大

下表は新制度実施前後の変化を示す。

| 比較項目                                 | 2019年1月1日前 | 2019年1月1日後                           |
|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|
| 一次取引限度額                              | 2,000 元    | <b>5,000 元</b>                       |
| 年間取引限度額                              | 20,000 元   | <b>26,000 元</b>                      |
| 1度の取引限度額を超えるが、年間取引限度額を超えない単一の分割不能な商品 | 一般貿易方式で管理  | <b>越境ECチャネルでの輸入貨物の税率に基づき、全額課税される</b> |
| 年間取引限度額を超える商品                        | 一般貿易方式で管理  | 一般貿易方式で管理                            |
| 商品リスト品目の合計数                          | 1,258 品目   | <b>需要の大きい 63品目を追加、1,321品目となる</b>     |

新制度では「一次取引限度額を超えても、年間取引限度額を超えない一次の分割不能な商品」に対しても越境EC方式での輸入を認め、越境EC取引として全額課税することとした。課税されること自体に変わりはないが、旧制度に比べて一般貿易貨物の監督管理方式における煩雑な手続き及び監督管理条件の適用を回避できるため、消費者による一次の分割不能な高価な商品の購入が容易になるため、中国消費向上に資すると期待されている。

#### AEO事業者認定との結合

越境EC小売輸入企業を税関信用管理システムに組み入れ、信用格付けに応じた異なる通関管理措置を実施する。このため、税関信用管理格付けは越境EC小売輸入企業にとっても通関効率性を左右する重要な要素となる。高級認証企業の平均検査率は一般信用企業の20%未満である。

#### 政策適用範囲の拡大

新制度の適用範囲はこれまでの15都市から、越境EC総合試験区が新設された北京などを加えて22都市に拡大された。これにより、各地域への展開がさらに改善され、消費者の高度なニーズを満たすことが可能となる。

#### 監督管理条件の緩和

越境EC小売輸入商品に対しては、個人使用目的の輸入物品として監督・管理を行い、初回輸入時の許可書、登記又は届出は要求されないことを明確にした。これは関連する具体的な監督管理要求の基本となっており、業界内で企業が最も注目する点である。

## **法令遵守・コンプライアンスに対する要求事項の厳格化**

新制度は各関与主体の法令遵守・コンプライアンスに対する要求を強化している。例えば、追加加工をしたり、再販売を目的とする企業が法令に違反して虚偽の「オーダー情報」「支払情報」「輸送情報」（3つの情報）を作成した場合には、罰金が科せられる。また、犯罪を構成すると認められる場合、法に則り刑事責任を追及される。さらに、他人の身分証明書の情報を不正に利用して越境EC小売輸入業務に従事した場合、税関は密輸行為として取り締まることになる。消費者が「個人使用」のために購入した商品の転売は禁止されており、越境ECによる小売業務は製品流通の最終段階と位置付けられる。

## **KPMGの所見**

越境EC業界は、日々急速に拡大していく多様な消費者ニーズを満たし、消費者の利益と密接に関わっている。今回の新制度は、同業界の発展に大きな影響を与えるものである。

## **移行期間の終了による越境EC業界でのビジネスチャンスの到来**

越境EC業界にとって、「暫定的に個人物品としての監督管理」から、「個人使用目的の輸入物品としての監督管理」への切替えは、現在の監督管理方式が長期にわたって定着することを意味する。これにより、持続的かつ安定的な政策環境が形成され、越境EC企業のさらなる長期的ビジネスプランの作成が可能となる。新制度は、越境EC業界を重視し、下支えする政策であり、規範化によって越境EC業界の健全なる発展を促し、公平な市場環境を維持するものである。

## **多くの優遇措置が消費者に対してよい影響**

取引限度額の引き上げ、リスク対象品目の追加によって、より多くのハイエンド消費財が越境EC小売方式で輸入できるため、越境EC事業者の経営範囲が拡大するとともに、消費者により多くの選択肢を提供することになる。

## **「ネット購入保税＋オフラインでの店頭受取」モデルについての検討の余地**

新制度は、税関特殊監督管理区域外で展開する「ネット購入保税＋オフラインでの店頭受取」モデルについて、「原則として認めない」ことを明確にしている。しかし、実際には保税区域外の体験型店舗及び店頭受取業務は、かねてから越境EC事業者及び消費者の期待を集めている。新制度は、特殊なケースについて検討の余地を残したため、例外的ケースの明確化、規範化、実務上の取扱い、及び規制当局による管理方法などについて今後さらに検討が必要である。

## **法令遵守・コンプライアンス要求事項の明確化、厳格化**

越境EC企業、越境ECプラットフォーム、中国国内サービス事業者、消費者はそれぞれ優遇措置を享受するとともに、これまで以上に自身のコンプライアンスに注意を払い、業務展開において遵守すべき事項を十分に把握し、自身が負担すべき責任

と義務を重視して、コンプライアンスの確立に努める必要がある。

KPMGは越境ECの最新動向に注目し、マクロ政策、越境EC業界及び税関などの分野に関する幅広い知識と豊富な実務経験を蓄積しており、クライアントと密接に連携しながら、ビジネスチャンスを掴み、安定的な成長を実現するため、KPMGでは以下のサービス提供が可能です。

- 越境EC企業の設立支援、オペレーションアドバイザー及び税務分析
- 越境EC輸入商品分類、価格査定、通関などへのサポート
- コンプライアンス状況の検査、レビュー及び最適化アドバイス
- 越境EC企業のAEO認証及び再認証へのサポート



イノベーションが新たなパワーを呼び込み、  
租税のルートも自ずから広がって行く。

# お問い合わせ

## 華北地域



周重山(Eric Zhou)  
中国貿易及び税関実務統括パートナー  
E: ec.zhou@kpmg.com  
Tel: +86 (10) 8508 7610



韓滢(Helen Han)  
パートナー  
E: h.han@kpmg.com  
Tel: +86 (10) 8508 7627

## 華東及び華西地域



周咏雄(Anthony Chau)  
パートナー  
E: anthony.chau@kpmg.com  
Tel: +86 (21) 2212 3206



董誠(Dong Cheng)  
パートナー  
E: cheng.dong@kpmg.com  
Tel: +86 (21) 2212 3410



陶蓉蓉(Rachel Tao)  
ディレクター  
E: rachel.tao@kpmg.com  
Tel: +86 (21) 2212 3473

## 華南地域



羅健瑩(Grace Luo)  
パートナー  
E: grace.luo@kpmg.com  
Tel: +86 (20) 3813 8609



陳蔚(Vivian Chen)  
パートナー  
E: vivian.w.chen@kpmg.com  
Tel: +86 (755) 25471198



夏穎(Philip Xia)  
ディレクター  
E: philip.xia@kpmg.com  
Tel: +86 (20) 3813 8674

## 香港特别行政区



許昭淳(Daniel Hui)  
パートナー  
E: daniel.hui@kpmg.com  
Tel: +852 2685 7815

イノベーションが新たなパワーを呼び込み、  
租税のルートも自ずから広がって行く。

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2018 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2018 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.